

資料9

春日井市生活環境の保全に関する条例第27条 排水に関する指導基準 項目及び基準値

1 生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量

工場等の区分	業種	許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)			
		生物化学的酸素要求量(括弧内は、日間平均)	浮遊物質量(括弧内は、日間平均)		
既設の工場等	下水道処理区域に所在するもの	1 全業種	25 (20)	70 (50)	
	その他の区域に所在するもの	2 畜産農業又は畜産サービス業	130 (110)	160 (120)	
	3 畜産食品製造業	乳製品製造業	80 (60)	30 (20)	
		その他	120 (100)	90 (70)	
	4 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食品製造業	120 (100)	40 (30)		
	5 精穀・製粉業、パン・菓子製造業(製造小売業含む)又はあん類製造業	80 (60)	80 (60)		
	6 動植物油脂製造業	100 (80)	80 (60)		
	7 糖類製造業又はでんぷん製造業	120 (100)	90 (70)		
	8 冷凍調理食品製造業	50 (40)	70 (50)		
	9 水産食品製造業、調味料製造業、めん類製造業、豆腐・油揚げ製造業、惣菜製造業、他に分類されない食品製造業、料理品小売業又は豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	120 (100)	90 (70)		
	10 ビール製造業	40 (30)	30 (20)		
	11 清酒製造業	120 (100)	90 (70)		
	12 蒸留酒・混成酒製造業	160 (120)	120 (100)		
	13 清涼飲料製造業、果実酒製造業	60 (50)	70 (50)		
	14 茶・コーヒー製造業、製氷業又はたばこ製造業	60 (50)	70 (50)		
	15 飼料・有機質肥料製造業	160 (120)	200 (150)		
	16 繊維工業又は衣類・その他の繊維製品製造業	毛紡績業又は整毛業(洗毛施設を有するものに限る。)	120 (100)	180 (150)	
		染色整理業	毛織物機械染色整理業	50 (40)	50 (40)
			その他	100 (80)	100 (80)
		その他	100 (80)	100 (80)	

資料9-①

17 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、表具業又は家具修理業	70 (50)	90 (70)	
18 パルプ・紙・紙板紙製造業 加工品製造業	120 (100)	180 (150)	
	120 (100)	50 (40)	
	90 (70)	120 (100)	
19 印刷・同関連業、新聞業、出版業、写真業又は写真現像・焼付け業	25 (20)	30 (20)	
20 化学工業	医薬品製造業	40 (30)	60 (50)
	その他	30 (20)	40 (30)
21 石油製品・石炭製品製造業	30 (20)	30 (20)	
22 プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業又はなめし革・同製品・毛皮製造業	25 (20)	30 (20)	
23 窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	25 (20)	150 (120)	
24 鉄鋼業	25 (20)	40 (30)	
25 非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、その他の製造業又は機械修理業	25 (20)	30 (20)	
26 ガス製造工業又はガス供給所	90 (70)	30 (20)	
27 上水道業又は工業用水道業	25 (20)	30 (20)	
28 酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの	25 (20)	30 (20)	
29 飲食店	90 (70)	90 (70)	
30 宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	90 (70)	90 (70)	
31 医療業又は老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)	40 (30)	90 (70)	
32 と畜業	80 (60)	80 (60)	
33 地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの)	50 (40)	70 (50)	
34 自動車整備業、自動車卸売業又は自動車小売業	50 (40)	70 (50)	
35 自動車両洗浄施設を有するもの	25 (20)	70 (50)	
36 保健衛生、学術・開発研究機関、商品検査業又は計量証明業	40 (30)	90 (70)	
37 一般廃棄物処理業	40 (30)	50 (40)	
38 産業廃棄物処理業又はその他廃棄物処理業	25 (20)	30 (20)	
39 501人槽以上の浄化槽を有するもの	90 (30)	100 (70)	

資料9-②

新設の工場等	40	下水道業	25 (20)	70 (50)
	41	第2項から第40項までの業種以外の業種	90 (60)	100 (70)
	42	下水道処理区域に所在するもの	25 (20)	30 (20)
	43	その他の区域に所在するもの	25 (20)	30 (20)
	44	畜産農業又は畜産サービス業	90 (70)	100 (80)
	45	食料品製造業	50 (40)	30 (20)
		乳製品製造業	50 (40)	40 (30)
		野菜缶詰・果実缶詰・農産品製造業を除く。	50 (40)	50 (40)
		動植物油脂製造業、糖類製造業又はでんぷん製造業	50 (40)	50 (40)
	46	繊維工業又は衣類・その他の繊維製品製造業	50 (40)	40 (30)
		鉄鋼業	25 (20)	30 (20)
	48	飲食店	40 (30)	70 (50)
	49	宿泊業、公衆浴場業又は特殊浴場業	40 (30)	70 (50)
	50	501人槽以上の浄化槽を有するもの	40 (30)	80 (60)
	51	下水道業	25 (20)	70 (50)
52	第41項に該当する業種	40 (30)	80 (60)	

備考

- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 「既設の工場等」とは、平成20年7月1日前に設置された工場等をいい、「新設の工場等」とは平成20年7月1日以後（同日において建設工事中であるものを除く。）に設置する工場等をいう。
- 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 一の工場等が二以上の業種に属する場合には、より厳しい許容限度を適用する。
- 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）その他の水質汚濁防止法に基づく排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等については、この表の規定は、適用しない。

2 水素イオン濃度等

項目		許容限度
水素イオン濃度		水素指数 5.8～8.6
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	鉱油類	1リットルにつき5ミリグラム
	動植物油脂類	1リットルにつき30ミリグラム
フェノール類含有量		1リットルにつき5ミリグラム
銅含有量		1リットルにつき3ミリグラム
亜鉛含有量		1リットルにつき2ミリグラム
溶解性鉄含有量		1リットルにつき10ミリグラム
溶解性マンガン含有量		1リットルにつき10ミリグラム
クロム含有量		1リットルにつき2ミリグラム
大腸菌数		日間平均1ミリリットルにつき800コロニー形成単位
窒素含有量		1リットルにつき120ミリグラム（日間平均1リットルにつき60ミリグラム）
リン含有量		1リットルにつき16ミリグラム（日間平均1リットルにつき8ミリグラム）

備考

- 許容限度は排水基準を定める省令第2条に基づく方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 排水の採水場所は、工場等の排水口とする。
- 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例その他の水質汚濁防止法に基づく排水に関する基準によりこの表に定める許容限度より厳しい基準値が適用される工場等については、この表の規定は、適用しない。
- 大腸菌数については、令和7年4月1日より適用。令和7年3月31日までは、項目として「大腸菌群数」、許容限度として「日間平均1立方センチメートルにつき3,000個」が適用される。